

施策3 廃棄物の減量と適正処理

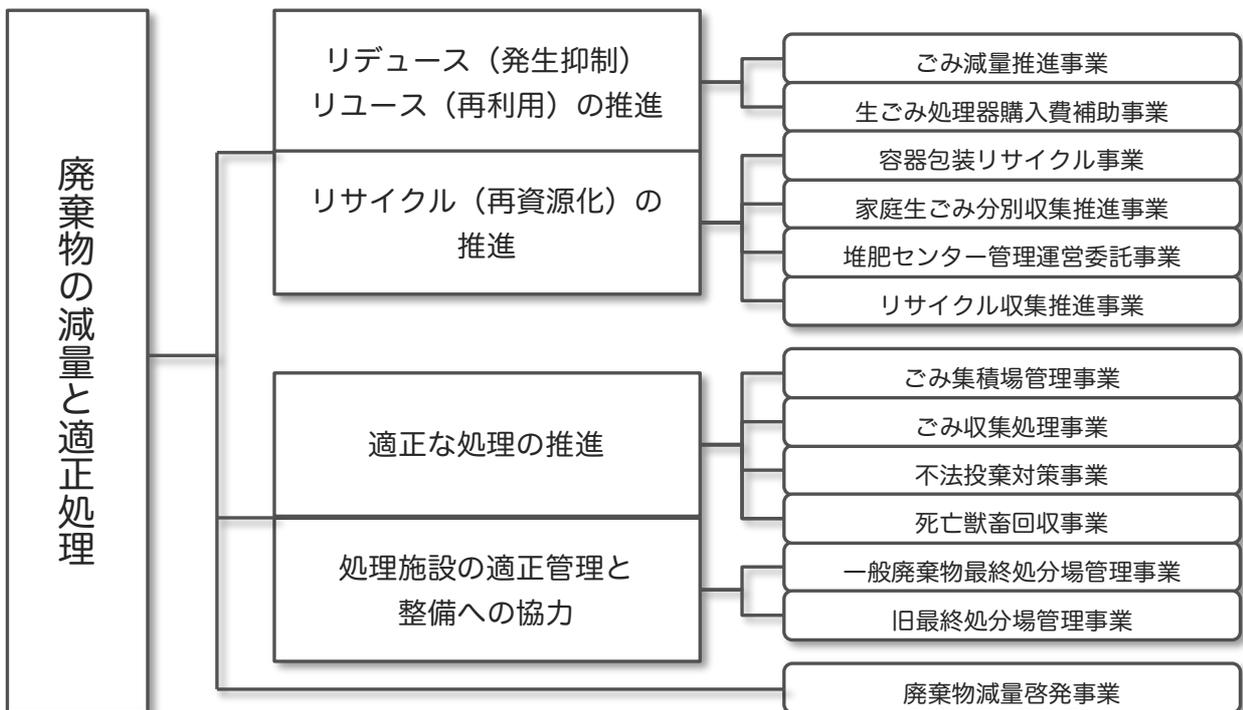
この施策は、市民、事業者が排出するごみを少なくすること、そして、ごみが適正に処理されることを目的に取り組みます。

リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）及びリサイクル（再資源化）が推進され、排出されるごみが減量されることを目指すとともに、排出されるごみについては適正処理を行います。

不法投棄やポイ捨ての少ない、清潔な地域づくりを目指します。

そのため、この施策の4つの課題を2つの政策の柱に集約して推進していきます。

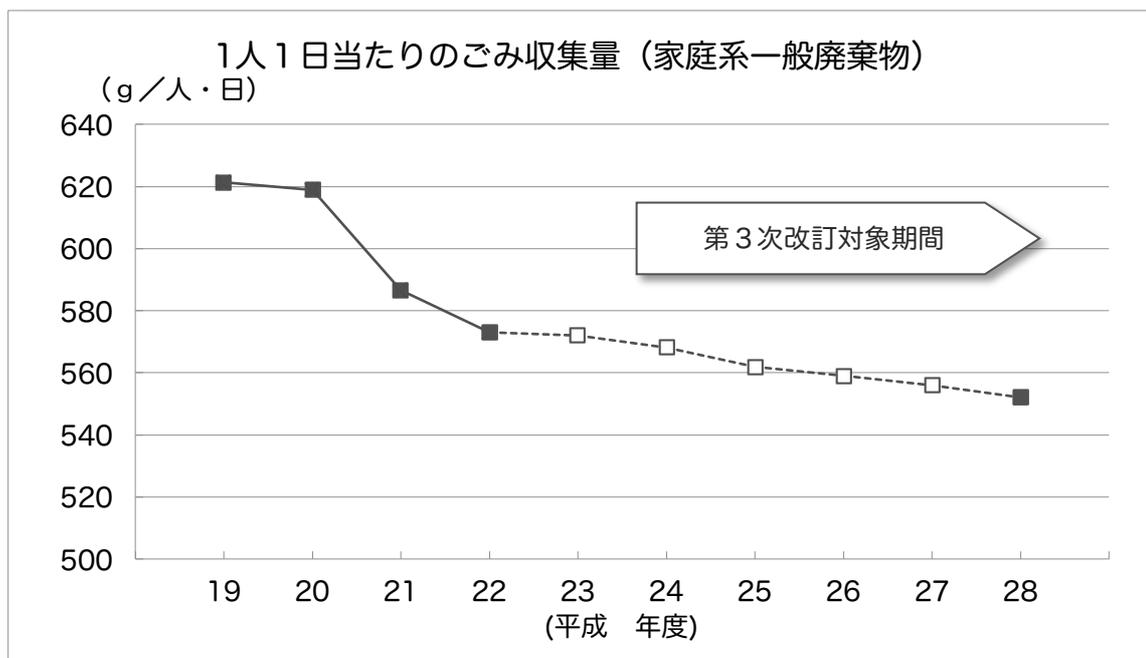
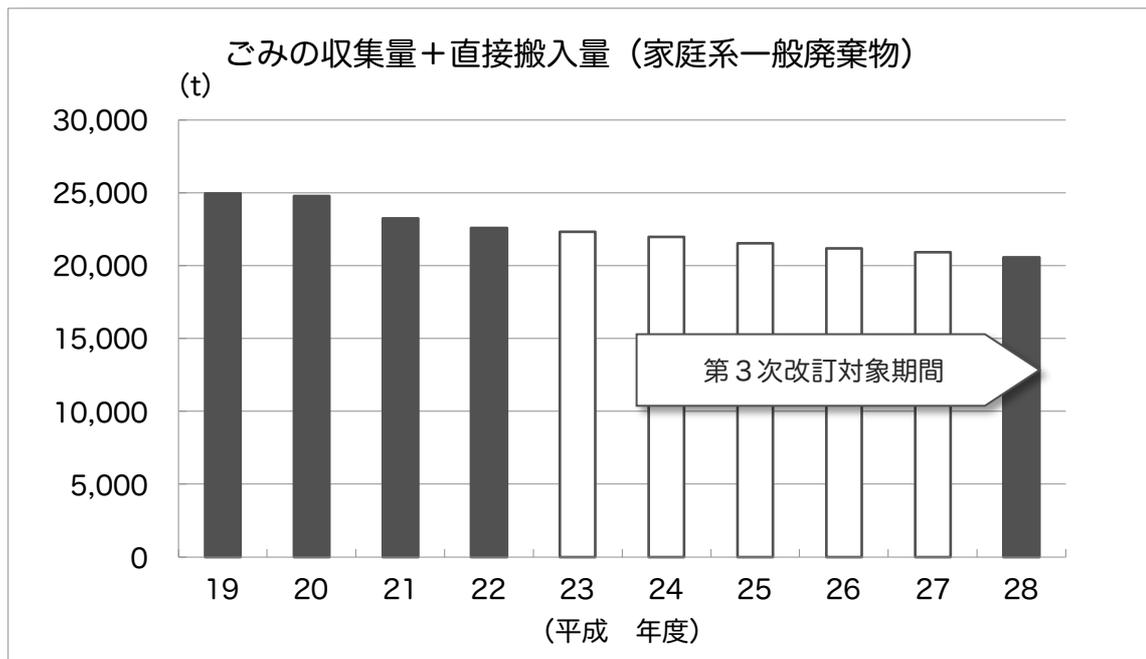
◆ 施策の柱と事業の構成



➤ 関連計画 飯田市一般廃棄物処理計画

■ 施策の指標

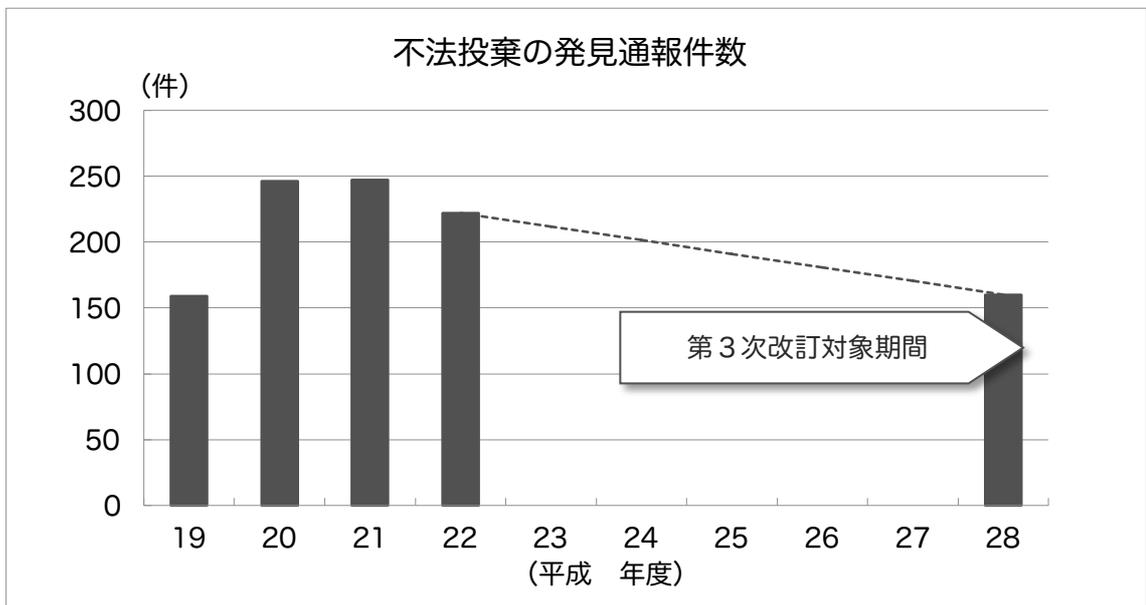
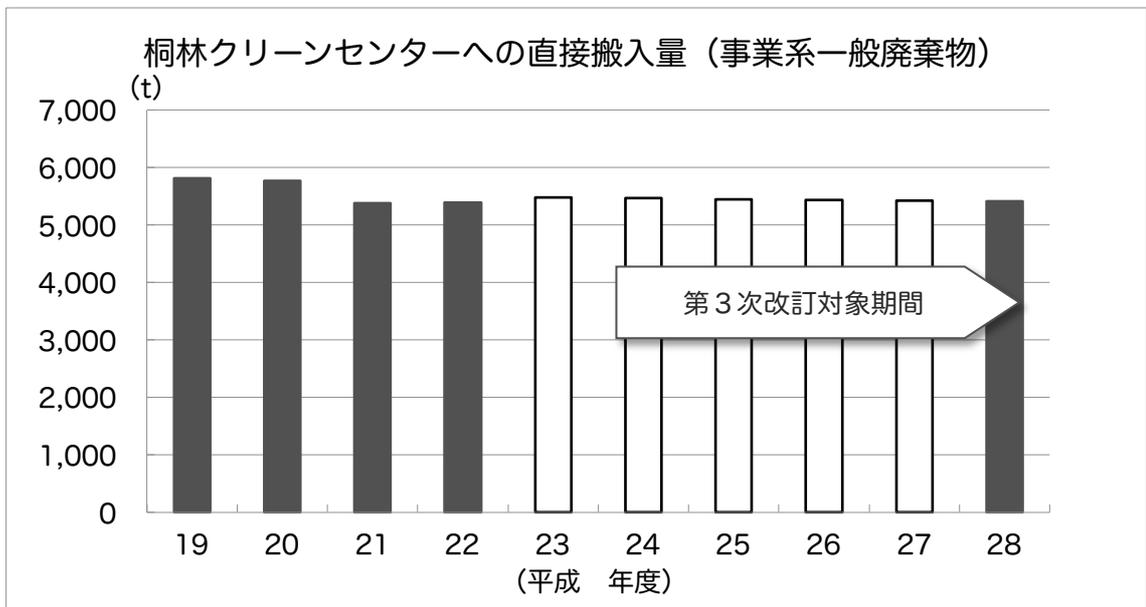
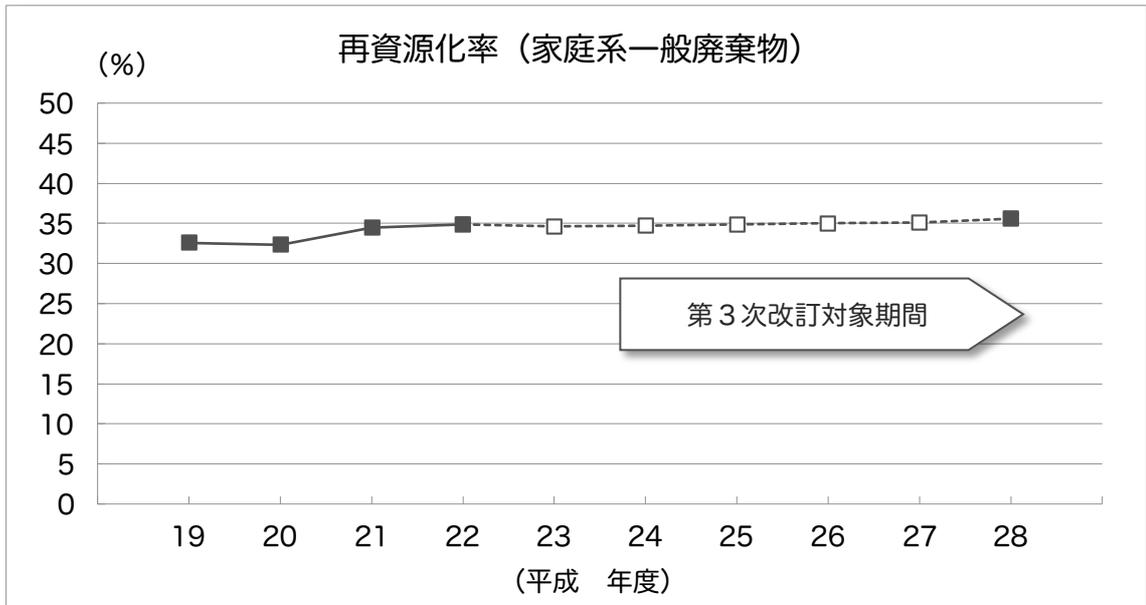
目的の達成度を表す指標名	単位	H22 年度	H28 年度
ごみの収集量+直接搬入量 ^{*37} (家庭系一般廃棄物 ^{*38})	t	22,578	20,562
1人1日当たりのごみ収集量+直接搬入量 (家庭系一般廃棄物)	g/人・日	573	552
再資源化率 (家庭系一般廃棄物)	%	34.9	35.2
桐林クリーンセンターへの直接搬入量 (事業系一般廃棄物 ^{*39})	t	5,399	5,416
不法投棄の発見通報件数 (廃棄物)	件	222(6,976kg)	160(6,300kg)



^{*37} 直接搬入量：桐林クリーンセンター（燃やすごみ）やグリーンバレー千代（埋立ごみ）に直接持ち込まれたごみの量。

^{*38} 家庭系一般廃棄物：家庭から排出されるごみ。市町村が収集・運搬、処分する。

^{*39} 事業系一般廃棄物：事業から排出されるごみのうち、法令で指定された産業廃棄物を除くもの。事業者の責任において収集・運搬、処分する。



1 目的とこれまでの取組み

大量生産・大量消費・大量廃棄といわれる現代の生活様式は、多くの物を利用し、環境へ負荷を与えています。このような生活様式は全ての環境問題の基礎にあります。

ごみの問題は、まず、ごみの排出量を減らすことが必要です。

飯田市では、ごみの排出量抑制のため、平成11年12月からごみ処理費用負担制度^{*40}を導入し、排出者に費用負担を求める取組みを進めてきました。

また、排出段階における分別の推進や、生ごみ処理機器購入への補助をすることで、自家処理を促進するとともに、市内一部地域を対象に、生ごみの集団回収と堆肥化を行っています。これらの取組みにより、ごみの排出量は日本の中でも少なくなっています。

ごみの排出量は、現在、日本中で急速に削減が進みつつありますが、ごみ処理施設の寿命や地球温暖化問題を考えると、更なる削減をすることが必要です。

2 現状と課題

<p>ごみの減量</p> <p>飯田市内のごみの発生量は、平成21年度で1日1人あたり749gです。これは全国の平均が994g、長野県の平均が881gなのに対して少なくなっています。10万人以上50万人未満の市町村では全国5位の少なさですが、まだ、減量の余地を残しています。</p> <p>ごみの発生を抑制する取組みを進めるとともに、可能な限り再利用、再資源化を行い、限りある資源を有効に利用し、バイオマスなどの新たな地域資源を活用した循環型社会を構築していく必要があります。</p>	<p>ごみの処理に伴う環境負荷の低減</p> <p>ごみの処理は、少なからぬ環境への負荷を与えています。ごみの処理量を削減し、環境負荷を低減することが必要です。</p> <p>南信州広域連合の桐林クリーンセンターで、焼却処理される燃やすごみの量は減少してきています。しかし、家庭系の燃やすごみのおよそ4割を占めている生ごみは、エネルギー回収などによる再利用が可能です。生ごみの削減のため、研究が必要とされます。</p> <p>最終処分場に埋め立てられる、埋立ごみの量は減少してきています。しかし、埋立ごみのおよそ4割を占めている容器包装以外のプラスチック類は、石油を原料としていて、エネルギー回収による再利用が可能です。最終処分場の延命化のため、その検討が必要となっています。</p>
---	---

^{*40} ごみ処理費用負担制度：ごみ処理費用の一部を排出者が負担する制度。排出量に応じて負担をすることで排出量の多さに応じた公平性を持った費用負担となるとともに、排出量を減らす動機付けができる。

3 目指す将来像

- (1) ごみはできる限り減量されます。その上で、再使用、再資源化の順に循環的な利用が行われます。
- (2) 処分されていたごみのエネルギー利用など新たな再資源化が行われることで、処分されるごみが減り、最終処分場の延命化が図られています。

環境面	ごみの減量／リサイクル率の向上／最終処分場の延命化
経済面	ごみ処理費用の削減
社会面	—

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 排出されるごみの減量を図ります。また、分別の徹底を推進することにより、再利用、再資源化を進めます。
- (2) ごみのエネルギー利用など、新たな再資源化の研究を進めます。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

市民、事業者とともに、現状のごみの分別、収集・運搬、処分の体制を維持し、さらに、分別の向上を図り、リデュース、リユース、リサイクルの推進を図ります。

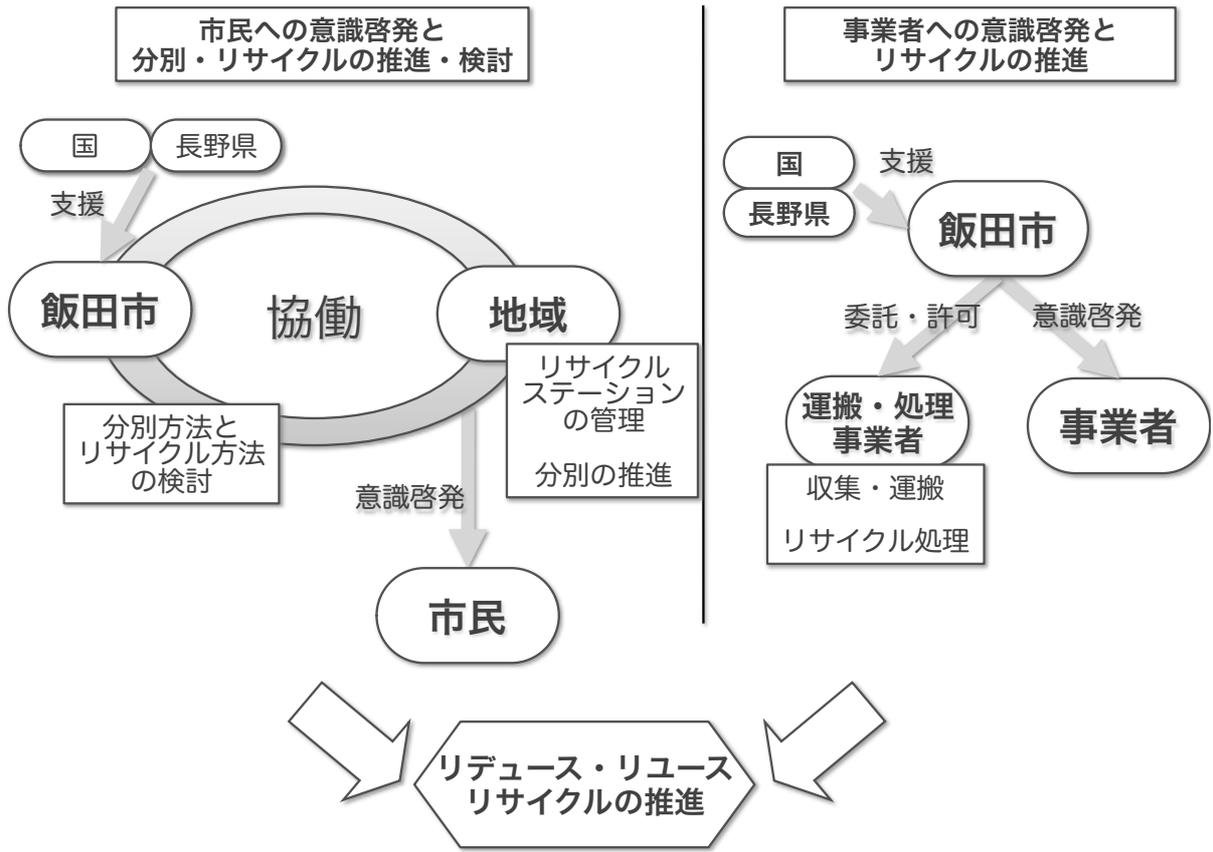
第2段階

ごみのエネルギー利用などについて、南信州広域連合によって検討中の次期ごみ処理施設建設計画を踏まえ、研究を進めます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22年度	H28年度
ごみの収集量＋直接搬入量（家庭系一般廃棄物）	t	22,578	20,562
1人1日当たりのごみ収集量＋直接搬入量 （家庭系一般廃棄物）	g/人・日	573	552
再資源化率（家庭系一般廃棄物）	%	34.9	35.2
桐林クリーンセンターへの直接搬入量（事業系一般廃棄物）	t	5,399	5,416

7 多様な主体の協働関係



ごみ問題啓発ポスター展

8 施策3-1に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

ごみ減量推進事業

(環境課)

- (1) 南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、マイバッグ持参運動を推進します。
- (2) 市民と市が連携し、家庭から排出されるごみを減量する方法を研究します。
- (3) 事業者による、環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画によるごみの削減を促進します。

生ごみ処理機器購入費補助事業

(環境課)

家庭から出る生ごみを、市民自らが堆肥化、その他減量対策をすることを促進するため、生ごみ処理機器の購入に対する補助金を交付します。

家庭系生ごみ分別収集推進事業

(環境課)

堆肥センター管理運営委託事業

(農業課)

- (1) 市内一部地域内の家庭より排出される生ごみを、燃やすごみと分別することにより、燃やすごみの減量化を行っていくことを目標とします。また、分別収集された生ごみ、畜産農家から排出される畜ふん及び茸農家から排出される廃培地などの有機資源を、堆肥センターにて堆肥化し、肥料として作物へ施用していくことにより地域内の食農循環の構築につとめます。
- (2) 堆肥センターの運営は、事業参画農家、JA、飯田市が出資し設立した「有限会社いいだ有機」に委託します。
- (3) 更なる分別収集の徹底を図るため、堆肥センターの見学会を行います。

リサイクル収集推進事業

(環境課)

- (1) ごみ処理手数料制度(ごみ処理費用負担制度)を運用します。
- (2) 資源物のリサイクルとごみの減量を図るため、再利用可能なもの(新聞・段ボール・雑誌その他古紙)の回収を行う団体に対して補助金を交付します。

容器包装リサイクル事業

(環境課)

- (1) 容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出されるペットボトル、プラスチック容器包装の収集運搬及び再資源化を推進します。
- (2) 家庭から排出される紙類、金属類、ガラスびん、特定ごみの、収集・運搬及び再資源化を推進します。
- (3) 各地区まちづくり委員会に委託し、リサイクルステーションの適切な運営と管理を行います。
- (4) 各地区まちづくり委員会との協働により、埋立ごみと燃やすごみの組成調査を実施し、その結果を公表して市民の意識の向上を図ります。

1 目的とこれまでの取組みとこれまでの動き

ごみは、まず、減量化を徹底したのちに、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の順に進めることが重要です。

これらの取組みを進めても出るごみについては、環境への負荷を削減するために適正な方法で分別、収集・運搬、処分することが重要です。これは同時に、収集・運搬、処分の費用にも関わります。

飯田市では、各地区のまちづくり委員会と連携しながら、適正な分別、収集に努めてきました。

一方で、近年、不法投棄・ポイ捨てが増えています。飯田市では、投棄者への厳正なる対処を行うとともに、春と秋のごみゼロ運動の実施、意識啓発、不法投棄パトロール員^{*41}によるパトロールなどの対策を行っています。

飯田市では、今後高齢化が進むことが予想されています。この中で、分別、収集体制にどのような対応が必要であるのか、検討が必要になり始めています。

2 現状と課題

<p>ごみ処理に伴う費用の低減</p> <p>ごみの処理には、収集・運搬から処分と、それぞれの段階で多額の費用がかかります。</p> <p>飯田市では、平成11年12月からごみ処理費用負担制度（排出量単純比例型）を導入しました。この制度では、ごみの排出者に排出量に応じたごみ処理手数料の負担を求めることにより、ごみの減量、ひいてはごみ処理費用の低減を図っています。</p> <p>同じ量のごみでも、その処理の方法によって費用が異なるため、今後のごみ処理方法を検討する際には、費用についても比較、検討し、その低減を図っていく必要があります。</p>	<p>ごみの適正処理</p> <p>ごみの再資源化は進んできていますが、分別が正しく行われていない、集積所に事業系のごみが出されるなど、排出ルールは必ずしも守られてはいません。ごみの適正処理のためには、市民一人ひとりが排出ルールを守ることが重要です。</p> <p>高齢化が進む中、ごみの分別や集積所、リサイクルステーションのごみ出しなど、現在の仕組みについて、高齢者への対応の検討が必要となっています。</p> <p>ごみの不適正な処理として、不法投棄やポイ捨てもあり、市民、土地・施設管理者、警察、行政などが連携した対策が必要となっています。</p>
<p>ごみ処理施設更新に向けての協力</p> <p>燃やすごみの処理を行っている南信州広域連合の桐林クリーンセンターについては、今後施設の更新に向けての検討を行っていかねばなりません。同センターでは、飯田市のごみが平成22年度において処理量の76%を占めていて、影響が大きくなっています。</p> <p>更新後の施設の効率的かつ適正な運営のためには、飯田市のごみ分別、収集運搬体制を検討することで、ごみの量、質を見定め、施設の更新に向けた検討に反映させていくことが必要です。</p>	

^{*41} 不法投棄パトロール員：各地区に1人、市全体で20人が飯田市から任命され、月に2回、地区内の不法投棄をパトロールしている。地区によってはまちづくり委員会がパトロール員を増やしているところもある。

3 目指す将来像

- (1) リデュース、リユース、リサイクルを推進した上で排出されるごみについては、適正な処分が行われています。
- (2) 高齢化など社会の変化に対応するとともに、効率的なごみの分別、収集・運搬、処分が行われています。
- (3) 市民、事業者は、不法投棄、ポイ捨てをしないとともに、市民、土地・施設管理者、警察、行政などが連携し、厳正な対処、不法投棄されにくい環境づくり、監視などの対策が進み、不法投棄、ポイ捨てがほとんどない地域となっています。

環境面	ごみの適正処理／不法投棄の減少
経済面	ごみ処理費用の削減
社会面	高齢化社会への対応

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 高齢化などの社会の変化に対応し、かつ、効率的なごみの分別、収集・運搬、処分の検討を行い、可能な取組みから実施し始めます。
- (2) 不法投棄対策の取組みが進み、不法投棄の発見通報件数を平成17年度の水準まで戻します。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

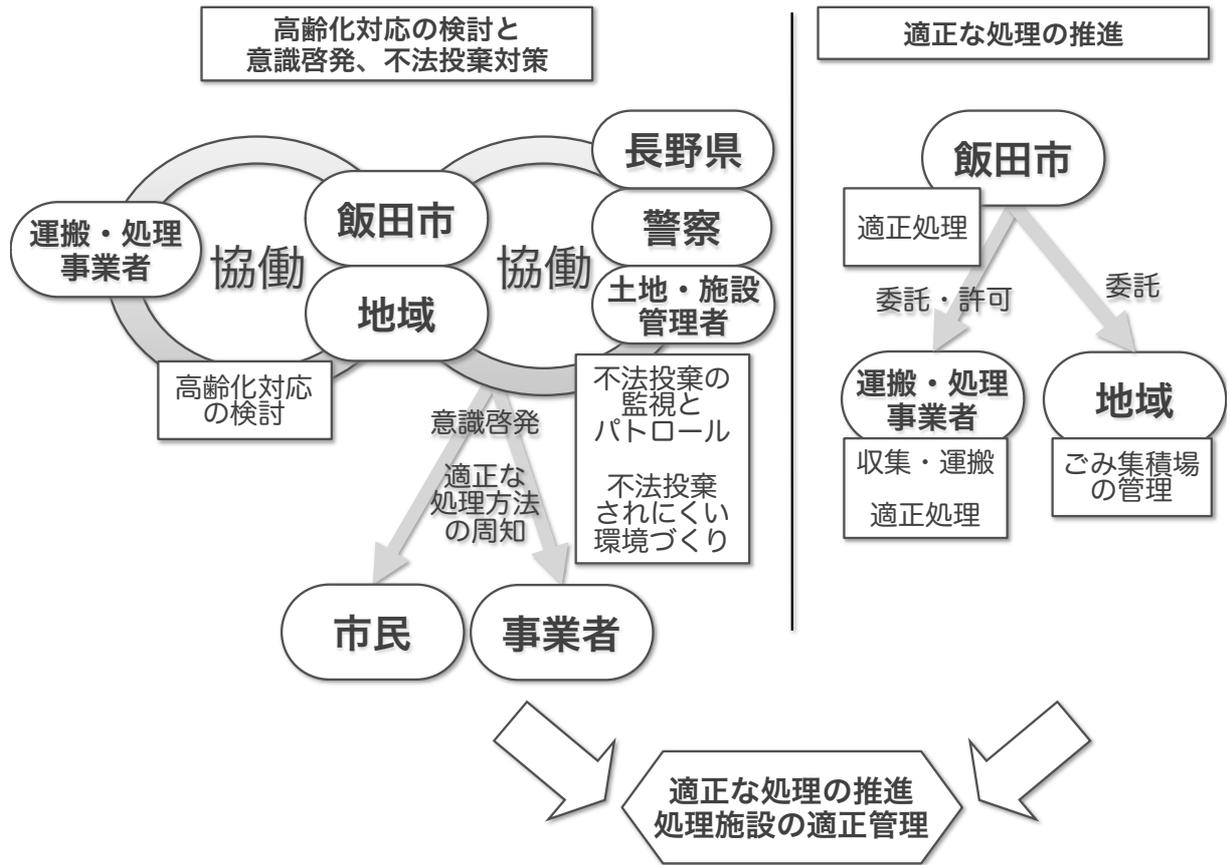
- (1) 市民、事業者とともに、現状のごみの分別、収集・運搬、処分の体制を維持し、さらに、分別の向上を図ります。
- (2) 不法投棄対策について、市民、土地・施設管理者、警察、行政などによる「飯田市不法投棄対策を考える会」などで検討を行っていきます。

第2段階

- (1) 高齢化など社会の変化に対応した、ごみの分別、収集・運搬、処分の体制について、南信州広域連合によって検討中の次期ごみ処理施設建設計画を踏まえ、検討を進めます。
- (2) ポイ捨てを抑止するための条例についても検討を行っていきます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22年度	H28年度
ごみの収集量+直接搬入量（家庭系一般廃棄物）	t	22,578	20,562
1人1日当たりのごみ収集量+直接搬入量 （家庭系一般廃棄物）	g/人・日	573	552
桐林クリーンセンターへの直接搬入量 （事業系一般廃棄物）	t	5,399	5,416
不法投棄の発見通報件数（廃棄物量）	件	222(6,976kg)	160(6,300kg)



8 施策3-2に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

ごみ集積所管理事業

(環境課)

- (1) 家庭からの排出段階での、ごみの適正処理・回収のため、各地区まちづくり委員会へ委託して、ごみ集積所の適切な運営と管理を行います。
- (2) 必要に応じて、集積所看板の設置及び外国語看板の設置を行います。

ごみ収集処理事業

(環境課)

- (1) 家庭からごみ集積所に排出されたごみについて、業者への委託により、適正な収集・運搬を行います。
- (2) 家庭から排出される粗大ごみについて、業者への委託により、戸別収集を行います。
- (3) ごみリサイクルカレンダーを作成、配布し、市民へのごみの適正な処理について告知します。

不法投棄対策事業

(環境課)

- (1) 意図的、計画的に行われたと考えられる不法投棄については、現行法令により警察等と連携の上、厳正に対処します。
- (2) 各地区1名の不法投棄パトロール員を委嘱し、月2回地区内を巡視します。併せて職員による夜間パトロールを行います。
- (3) 常習場所への対策として、まちづくり委員会によるフェンス、ネット等設置による物理的防御策への補助金を交付します。
- (4) 放置自動車への適正な対応、指導、撤去等を行います。
- (5) 春と秋のごみゼロ運動を支援します。

死亡獣畜回収事業

(環境課)

道路上及び公共の場の環境衛生を保持するために、業者委託により死亡獣畜を回収します。

一般廃棄物最終処分場管理事業

(環境課)

- (1) 廃棄物の最終処分場（グリーンバレー千代）の管理運営（埋め立て・水質検査等）を行います。
- (2) 埋立ごみの減量化や、含まれる資源物を分別します。

旧最終処分場管理事業

(環境課)

既に使用を終えたイタチガ沢最終処分場と上村最終処分場を、維持管理（水質検査・法面整備等）します。

施策3のその他の事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

廃棄物減量啓発事業

(環境課)

- (1) 地域と連携して、ごみの削減と適正処理を推進するとともに、環境美化推進事業への支援を行います。
- (2) ごみの適正処理啓発市民ボランティアとの協働により、ごみ減量、適正処理等の取組みを研究します。
- (3) ごみ分別学習会等への講師の派遣等を通じて、普及啓発を推進します。
- (4) 小学生を対象に廃棄物減量・適正処理に関するポスター原画を募集し、作品を掲示することによりごみの減量化への意識向上を図ります。



水源 板谷川源流

施策4 環境汚染の防止

この施策は、市民の生活環境を環境汚染から守ることを目的に取り組みます。

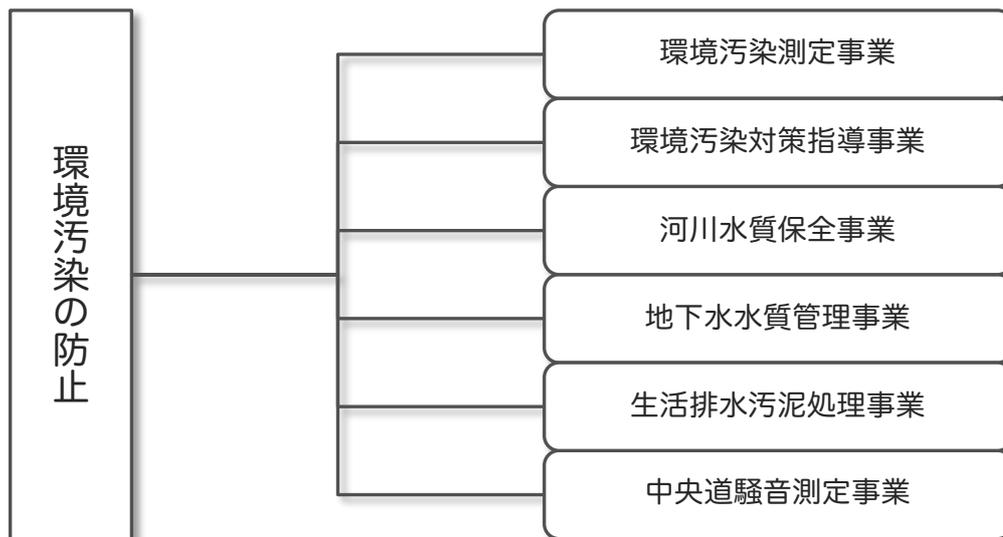
水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下は、かつては典型7公害と呼ばれ、産業公害の時代の代表的な環境問題でしたが、現在ではほぼ解決しています。しかし、これらの問題は、発生すると健康被害へとつながるものが多いため、引き続き監視を続けるとともに、必要に応じて対策をとることが重要です。

現在の環境汚染は、水質汚濁の観測指標が有害物質から有機物へと比重が移動したように、自然状態でも存在するものの、増えすぎると問題になる物質などの観測へと変わっています。

これらの有機物などの多くは、私たちの家庭の生活から排出されています。下水道の普及など広い発生源への対策を地道に続けていくことで、徐々に改善していくことが求められています。

また、種類が増加傾向にある化学物質のコントロールや、東日本大震災以降関心の高くなっていく放射性物質による汚染など、新しい課題へ対応を検討していくことが求められています。

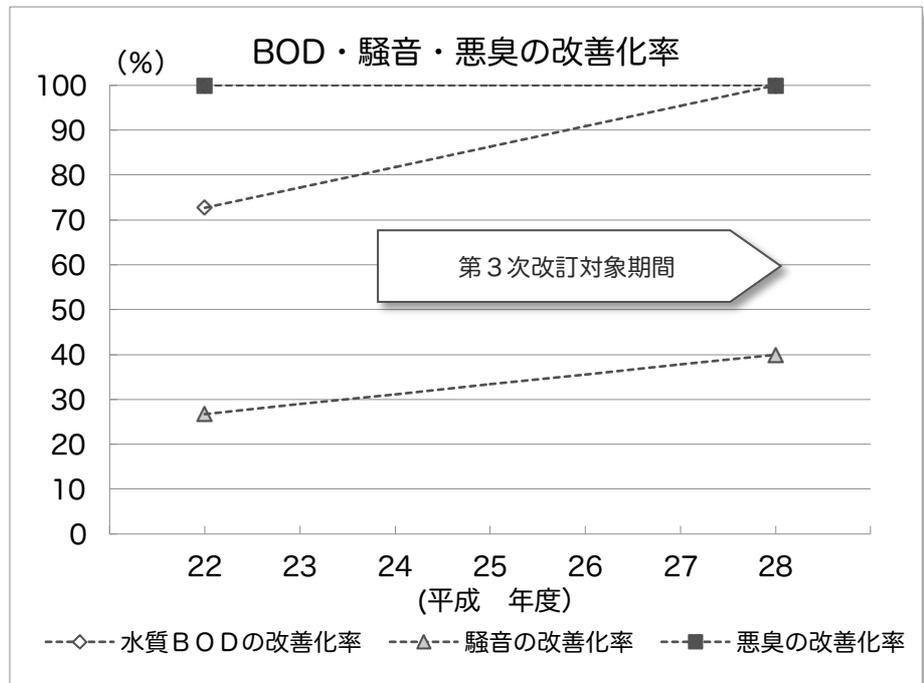
◆ この施策の事業の構成



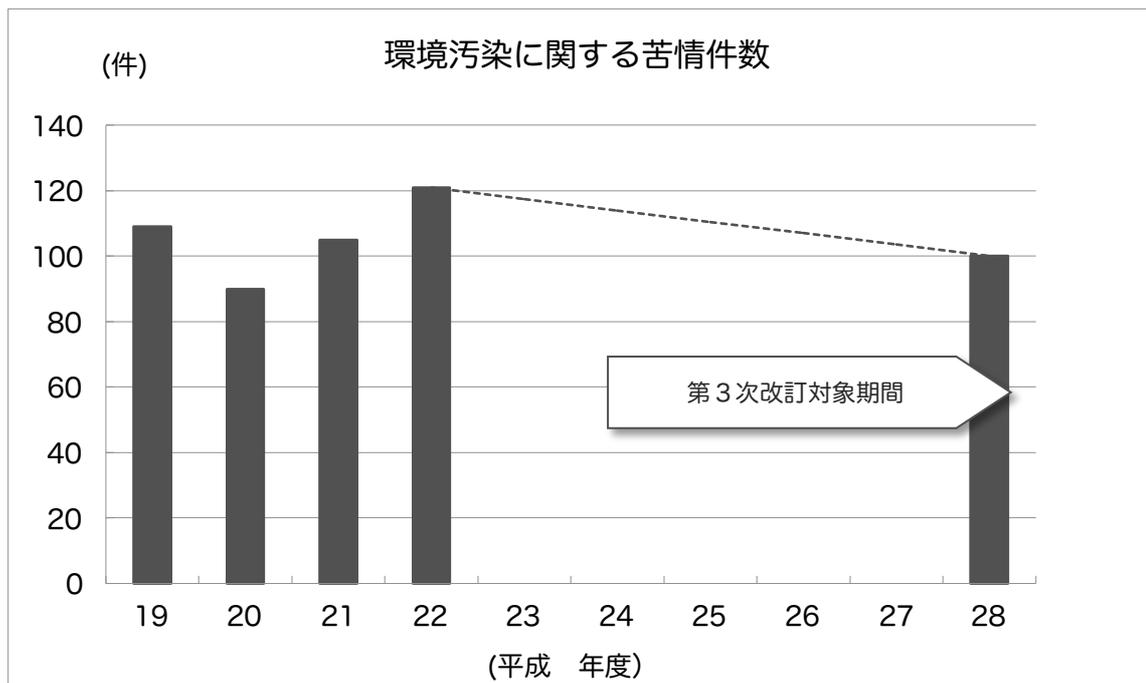
■ 施策の指標

目的の達成度を表す指標名	単位	H22年度	H28年度
水質 BOD ^{*42} の改善化率	%	72.7	100
騒音の改善化率	%	26.7	40
悪臭の改善化率	%	100	100
環境汚染に関する苦情件数 (その解決率)	件 (%)	121 (100)	100 (100)

^{*42} BOD：生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称であり、河川、湖沼などの水域における水中の有機物などの汚濁物質を分解するために、微生物が消費する酸素の量を示す。BODの値が大きいほど有機物による水質汚濁が著しいことを示す。



※ 新規目標のため実績値は平成 22 年度のみ。

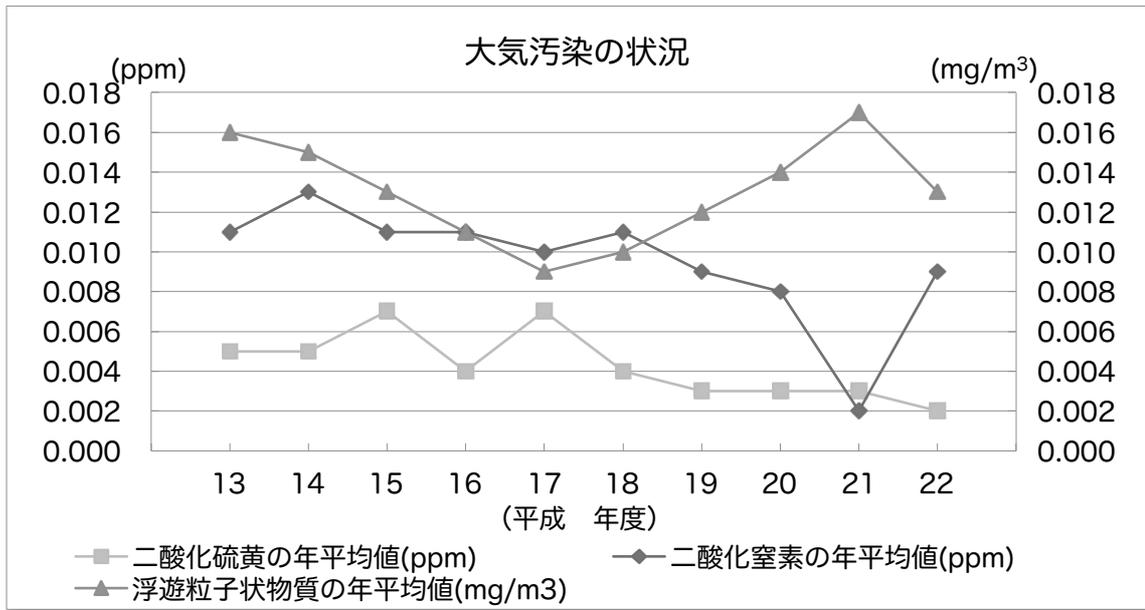


施策を取り巻く状況の推移

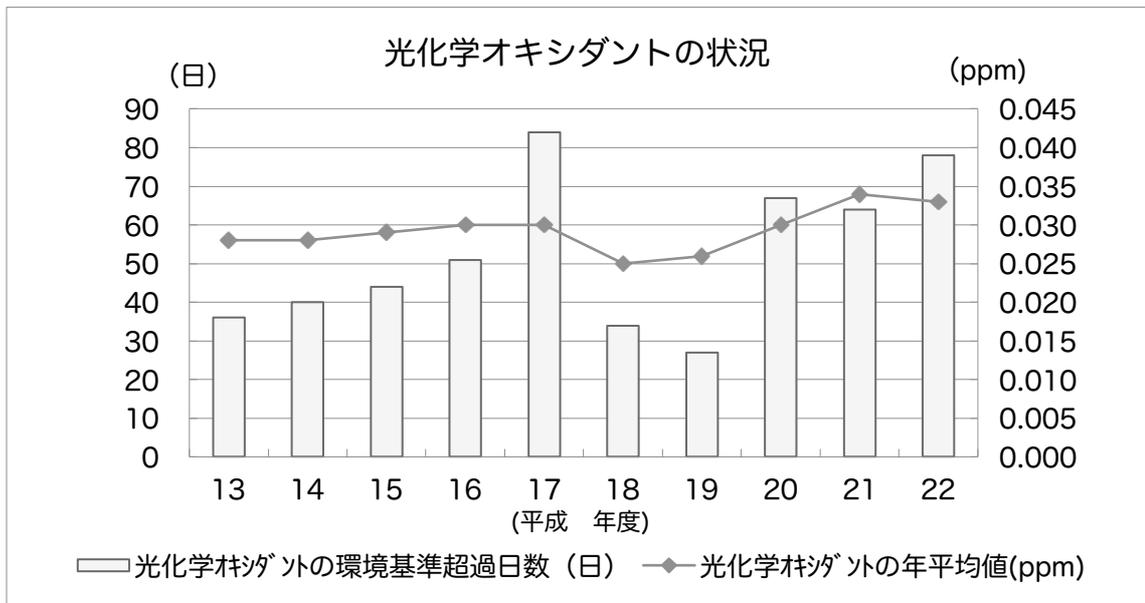
1 大気汚染の防止

市内の大気汚染の状況は、2地点において長野県による観測が続けられています。現在のところおおむね環境基準^{*43}の範囲内にあり、全体として横ばいから改善の傾向にあります。

光化学オキシダントは、環境基準を超えた日もありますが、注意報を発令する状況にはありません。また、光化学オキシダントの環境基準は、全国の達成率が0.1%（平成21年度）と低い状況にあります。



環境基準（1日平均値）：
 二酸化硫黄 0.04 (ppm)
 二酸化窒素 0.04 (ppm)
 浮遊粒子状物質 0.10 (mg/m³)



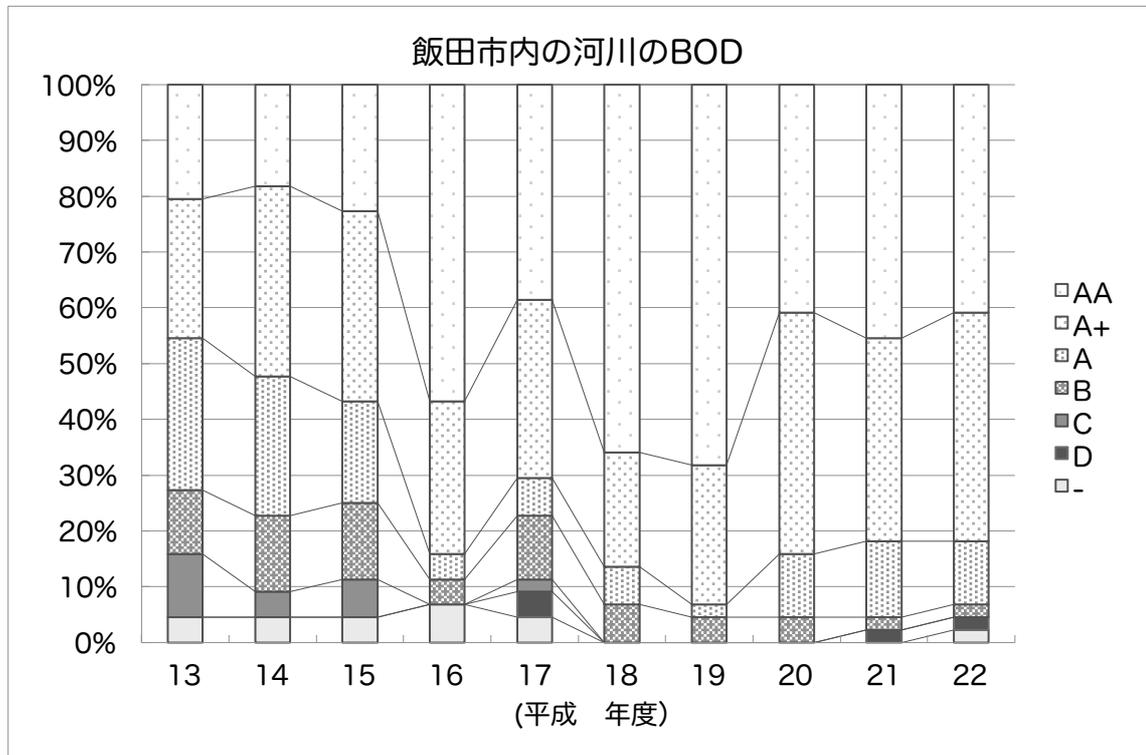
環境基準（1日平均値）：光化学オキシダント 0.06 (ppm)

^{*43} 環境基準：人の健康の保護や生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい基準。環境基本法や、ダイオキシン対策特別措置法を根拠にして定められている。

2 河川水質の維持向上

市で監視している河川の水質は、年度により上下動はあるものの、全体として改善傾向にあります。これは、下水道や合併浄化槽の普及が効果を上げているものと考えられます。引き続き普及を進め、水質の改善を進めていきます。

飯田市では、油漏れの事故なども依然として発生しています。これらに対する観測、防止、対応体制を整え、引き続き油類の適正管理を呼びかけていきます。



類型	AA	A+	A	B	C	D	-
BOD 値 (mg/L)	~1.0 以下	~1.5 以下	~2.0 以下	~3.0 以下	~5.0 以下	~8.0 以下	データなし

※ 市内の主要 23 河川にある 41 地点を 100%とした割合。

コラム 農作業と野焼きについて

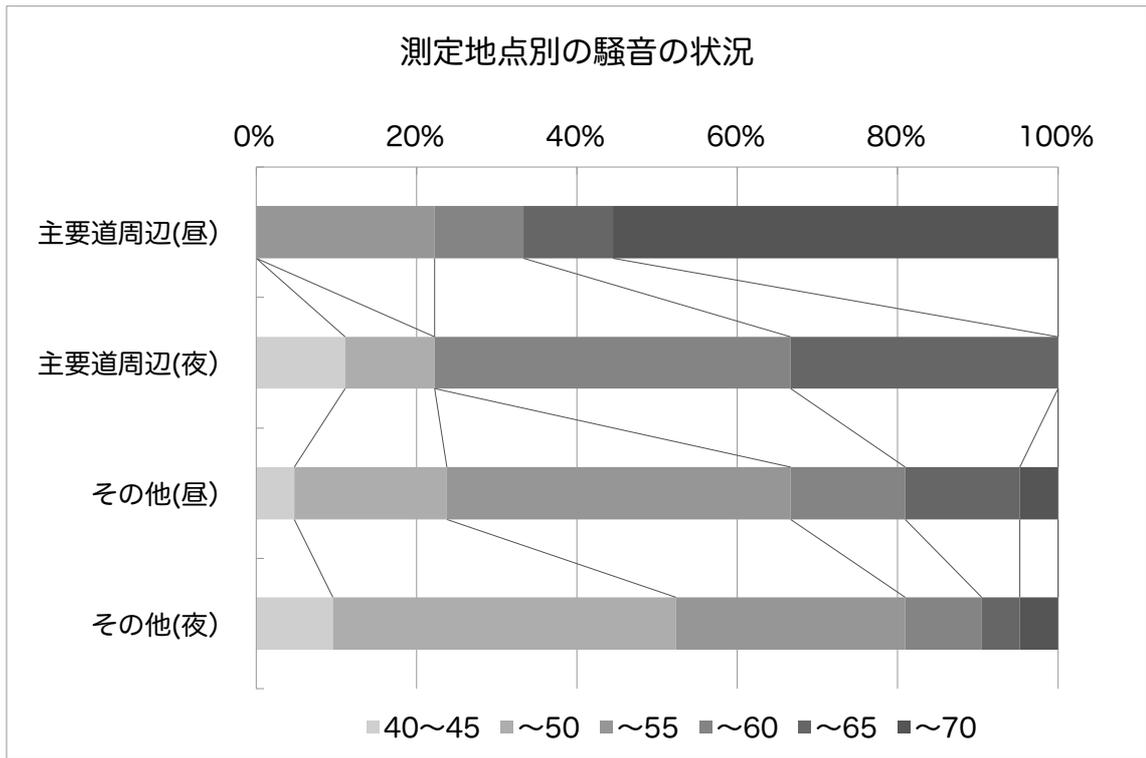
いわゆる野焼きに対する苦情の件数が多くなっています。平成 13 年から、一般ごみの野外焼却は禁じられています。しかし、庭の剪定枝や落ち葉の軽微な焚き火、枯れ草、わら、果樹の剪定枝などの農作業に伴う野焼きをすることは、例外として認められています。

かつては農地であった地域が宅地化している場所もあり、農業経営と生活環境の両立という問題について、地域としてどのような合意形成を図っていくのが重要な課題となっています。

3 騒音・振動の防止

現在、飯田市の住宅地の騒音は、おおむね環境基準に近い状況にあります。しかし、自動車交通量の増加に伴い、交通量の多い道路の周辺では騒音が発生しています。

居住人口の変化や道路整備状況により交通量は変化していて、騒音の発生の地域も変化しています。これに対応して、騒音の測定を、自動車交通量の多い地域で集中的に実施していきます。より騒音の発生しやすい地域に測定を集中することに伴い、環境基準の達成率は、一時的に低下することが予想されますが、監視を集中しながら対策を検討していくことで、騒音の状況を改善に向かわせることを目指します。



※単位はデシベル 平成21年度及び22年度のデータを使用
 主要道周辺は国道及びアップルロード沿いの9地点、その他は他の20地点

4 悪臭の防止

市内の悪臭の状況は、工場や事業所など悪臭の発生する場所で行われていて、機械を用いた特定の悪臭物質の濃度測定と、専門家による感覚を用いた測定を組み合わせで行われています。市内の監視が必要な場所については、全て環境基準を達成していて、良好な状況にあります。

農業・畜産を営んでいる地域への住宅地化が進展することで、それらに起因する悪臭の苦情が依然としてある状況です。市では、状況を確認し、影響が著しい場合には、関係者の調整を図っています。

5 有害物質による汚染の防止

現代の社会では、多くの化学物質が日々発明され、多様な用途へと使われ、私たちの生活を支えています。しかしこの中には、PCB、アスベスト、水銀、内分泌かく乱物質（環境ホルモン）のように、微量でも毒性や発ガン性等を持つことが後から分かり、問題となるものもあります。

アスベストに関しては、飯田市内では使用した可能性のある古い建築物の解体が既に進み、特定の建物を残すのみとなっています。しかし、次なる有害物質の問題が起こらないか常に監視が必要です。

現在、国はPRTR制度に基づき、354種類の化学物質について、その排出や移動、廃棄を監視しています。今後も有害と判明した化学物質については、使用状況を監視し、必要に応じて対策をとっていくことが重要です。

6 放射性物質について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、福島第1原発の深刻な事故により、大気中へと大量の放射性物質が放出されました。

国及び県が実施した調査では、飯田市内は平常の範囲内でしたが、市民の関心の高まりを受け、飯田市も、市内72ヶ所に点在する学校・幼稚園・保育所をはじめとして、公園など子どもが日常的に長時間いる場所を中心とした測定を行いました。放射線量は、 $0.07\mu\text{Sv/h}$ ～ $0.14\mu\text{Sv/h}$ と平常の範囲内でした。

今後も、市内全域に設置されている学校、幼稚園、保育所を観測点とした継続的な観測を行い、環境レポートで報告していきます。

観測と同時に情報の公開に努め、必要な場合にはすぐに対応をすることで、不安の解消や不信が広がらないように努めていきます。

コラム REACH ～EUの化学物質に対する新しい挑戦～

(Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)

現在、日本の化学物質の規制に関する制度では、年間300～400種類ほどの新しい化学物質については、国が毒性を検査し、登録してから利用できる制度になっています。一方、既に使われている約2万種類の化学物質については、国が順次検査し、毒性の判明した物質を登録し、監視するという制度になっています。

これに対して、EUで新しい試みが始まっています。それは、REACHと呼ばれる制度です。この制度では、既存の化学物質を含めて、検査の結果、安全又は一定量内の利用は安全と判明した物質を登録し、登録された物質のみが使用できます。また、検査は、定められた手続きに従い、事業者が行うことになっています。つまりリスクを、国ではなく事業者の責任で、先に評価する方向へと転換を図っています。

現代社会は、多くの化学物質に支えられています。これに対するEUの新しい挑戦が、どうなるのかが注目されています。

施策4の事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

環境汚染測定事業

(環境課)

- (1) 騒音測定、臭気測定など、必要に応じた環境汚染測定を行います。
- (2) 主要道路に面する地域で、騒音の面的な評価を行います。
- (3) 放射性物質に対する測定を行います。

環境汚染対策指導事業

(環境課)

- (1) 環境汚染に関する苦情があった時に、実態を把握し解決を図ります。
- (2) 環境汚染防止の啓発を行います。
- (3) 建築確認申請に関する指導を行います。

河川水質保全事業

(環境課)

- (1) 定点観測により、河川水質測定を実施し、測定検査結果を公表します。
- (2) 松川水環境保全推進協議会による、外来種駆除、水生昆虫観察会、河川美化活動、ごみゼロ運動、先進事例視察研修活動等を支援します。
- (3) 緊急的な水質汚濁の発生等に対し、水質保全の対策を行います。

地下水水質管理事業

(環境課)

- (1) 定期モニタリング調査を実施し、地下水(井戸水)の汚染状況を把握します。
- (2) 井戸水を使用している家庭を対象に、水質検査の斡旋をします。
- (3) 上水道、簡易水道の給水が困難な井戸水利用者に、検査費用の助成をします。

生活排水処理事業

(環境課)

- (1) 河川の水質汚濁防止のため、簡易浄化槽の適正な維持管理を啓発します。
- (2) 生活雑排水汚泥の運搬・処分を行います。市では、生活雑排水の処理施設を持っていないため、事業者に委託して運搬・処分を行います。

中央道騒音測定事業

(環境課)

まちづくり委員会からの要望を受けて、中央道沿線の騒音を測定します。測定は指定の検査機関に委託し行います。中央道沿線の自治体で構成される中央道環境対策協議会を通じて、改善要望活動を行います。